

奈良県総合医療センターパブリックエリア什器備品導入業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この募集要領は、奈良県総合医療センターが、平成30年春に開院を予定する新センターにおいて、パブリックエリア什器備品の導入を行う事業者を決定するために必要な事項を定める。

2. 選定方法

公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により最優秀提案者を決定する。（最優秀提案者と詳細内容について協議を行う事とする。）

尚、本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う。

3. 募集の概要

(1) 名称

奈良県総合医療センターパブリックエリア什器備品導入業務

(2) 場所

奈良県総合医療センター

住所：奈良県奈良市七条西町2丁目地内

(3) 規模

病床数 540床

(4) 内容

新センターにおいて、「奈良県総合医療センターパブリックエリア什器備品導入業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定めた、什器備品の導入を行う。

(5) 納入期限 平成30年3月9日（金）まで

4. 募集のスケジュール

(1) 実施要領の公表、交付	平成29年10月26日（木）
(2) 質問の受付日	平成29年11月 2日（木）
(3) 参加表明書の提出日	平成29年11月 7日（火）
(4) 質問の回答（予定）	平成29年11月 9日（木）
(5) 参加資格の審査結果の通知（予定）	平成29年11月10日（金）
(6) 企画提案書の提出期限	平成29年11月15日（水）
(7) プレゼンテーション及びヒアリング	平成29年11月28日（火）
(8) 審査結果の通知（予定）	平成29年12月 1日（金）

5. 参加資格条件

本プロポーザルの参加資格条件として、次の条件をすべて満たし、事業契約期間において確実に業務を遂行する能力も有する者とする。

- (1) 本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
 - ① 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
 - ② 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
 - ③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 国内において、過去3年以内に、病床数300床以上を有する病院において3件以上、導入実績を有する事。
 - ⑤ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
 - ⑥ 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - ⑦ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
 - ⑧ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - ⑨ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - ⑩ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
 - ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - ⑬ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

6. 貸与資料の交付期間及び場所

(1) 交付場所 〒631-0846

奈良県平松1丁目30番1号

奈良県総合医療センター 新センター開設推進部

新センター開設推進課

(2) 貸与資料 新センター什器配置平面図・参考パース図・

新センターCAD図面（DXFファイル）

ア 受取期間 公告日～平成29年11月7日（火）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く）。ただし、平成29年11月7日（火）は午後3時までとする。なお、資料貸与を希望する者は、希望日時を上記（1）交付場所に事前に電話にて連絡すること。

イ 受取場所 上記（1）交付場所に同じ

ウ 留意事項 資料貸与当日は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」（様式4）及び「貸与資料受領証」（様式5）に必要事項を記入・押印した上で、持参すること。なお、貸与資料は、企画提案書提出日までに当センターまで返還すること。

7. 本プロポーザルに関する質問及び回答

(1) 提出期間 平成29年11月2日（木）午前9時～正午まで

(2) 提出方法

質問票（様式1）に記載のうえ、電子メールの添付ファイルにて提出すること。電話・訪問による質問は受け付けない。

電子メールアドレス：sogo-junbi@nara-pho.jp

(3) 回答方法

提出された質問書に対する回答は一括して、平成29年11月9日（木）に、すべての参加申請者に電子メールで返信する予定。また、質問に対する回答は、本要領の追加または修正とみなす。なお、回答の際、質問者名は明示せず再質問は受付ないものとする。

8. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、下記の書類を提出し参加資格の審査を受けること。

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式2）

② 資格調書（様式3）過去3年間において、パブリックエリアに什器備品を導入した実績。

③ 法人の登記事項全部証明書（原本）※3ヶ月以内に交付されたもの

- ④ 定款（写）・法人等の運営及び組織に関する書類（パンフレット可）
- ⑤ 直近3ヶ年の収支決算書（写）
- ⑥ 納税証明書（国税・都道府県税分）（原本）※3ヶ月以内に交付されたもの

(2) 提出期限 平成29年11月7日（火）午後5時まで

(3) 提出場所 〒631-0846

奈良県平松1丁目30番1号

奈良県総合医療センター 新センター開設推進部

新センター開設推進課

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出方法 必ず持参により提出すること。

郵送、ファックス又は電子メールによる提出は認めない。

9. 参加資格の確認通知

審査の結果は、平成29年11月10日（金）までに参加資格確認通知書により通知することを予定とする。また、本プロポーザルへの参加資格があると認められた者（以下「参加事業者」という。）には、企画提案書及び待合椅子のデモ品の提出要請を通知する。なお、企画提案書の提出要請の通知以降にプロポーザル参加を辞退する場合は辞退届（様式8）を平成29年11月15日（水）午後5時までに提出すること。

10. 企画提案書の提出

参加事業者は、下記の企画提案に関する書類を提出すること。なお、別途、企画提案の内容についてプレゼンテーション及びデモンストレーションを実施する。

(1) 提出書類

① 企画提案書表紙（様式6）

② 企画提案書（A3判、任意様式）

企画提案書は（6）企画提案書記載項目の①～⑤に示す内容及び規格に沿って作成すること。

③ 見積書（様式7）

見積書は様式7及び任意様式による明細書を提出すること。

④ 待合椅子デモ品については、奈良県総合医療センターパブリックエリア什器備品導入業務仕様書（5）参照のこと。

(2) 提出期間 平成29年11月10日（金）～11月15日（水）午後5時

(3) 提出場所 〒631-0846

奈良県平松1丁目30番1号

奈良県総合医療センター 新センター開設推進部

新センター開設推進課

(4) 提出部数 各12部(正本1部、副本11部)

デモ品の納入については、別途担当からの指示に従うこと。

(5) 提出方法 持参により提出すること。

(6) 企画提案書記載項目

	提案項目	記載内容
①	同規模病院での導入実績(A3判1頁)	過去3年間において、300床以上の病院におけるパブリックエリア什器備品の導入実績
②	仕様書に対する提案(A3判5頁以内)	具体的な商品イメージ・レイアウトを提案すること
③	仕様書以上の提案(A3判3頁以内)	他社との違いや優れているポイント等を具体的に記載すること
④	メンテナンスの提案(A3判1頁)	商品導入後のメンテナンス及びアフターフォローについての具体的に記載すること
⑤	提案金額	提案においては、上限金額を¥50,000,000.- (税込)とし、上限金額範囲内での提案とすること。

(7) 企画提案の評価項目

評価ポイント及び配点について

別表の「奈良県総合医療センターパブリックエリア什器備品導入業務に係る公募型プロポーザル評価基準」参照

(8) 企画提案書作成上の注意

- ① 企画提案書を作成する際には、抽象的な表現を避け、分かりやすい具体的な提案をすること。
- ② 本プロポーザルの審査は、提案者名を伏せて行う予定のため、企画提案書の内、「①同規模病院での導入実績」から「④メンテナンスの提案」及びデモ商品については、提案者名を記入しないこと。また、提案者を特定出来るロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とする。プレゼンテーション、デモンストレーション最中においても提案者を特定できる表現、表示類は不可とする。

11. プレゼンテーション・デモンストレーションの実施

企画提案書の内容に基づくプレゼンテーション及びデモンストレーション(以下「プレゼンテーション等」という。)を実施する。プレゼンテーションの開始時間等については、参加事業者に対して別途通知する。

(1) 日程 平成29年11月28日(火)

(2) 場所 〒631-0846

奈良県平松1丁目30番1号

奈良県総合医療センター 看護師寮A

(3) プレゼンテーション等の実施方法

- ① プレゼンテーション時間は、1 提案者あたり 10 分程度を予定する。
- ② デモ品展示提案は全体で 30 分程度とし各社の代表者がデモ品の前に待機し、選定委員からの各質問に対応する。
- ③ プレゼンテーション等に参加できる人数は2名以内とする。
- ④ プレゼンテーション等に用いる資料は、企画提案書の内容のみとする。
- ⑤ 病院側では、プロジェクター及びスクリーンのみ準備を行うが、プレゼンテーションに使用するパソコンは参加事業者が持参すること。
- ⑥ プレゼンテーションは、参加申請書の受付順に行う。

1 2. 失格事項

次のいずれかに該当する者はプロポーザルの参加資格を取り消す。

- (1) 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (3) 特別の事情なくプレゼンテーション等の開始時間に遅れた者又は出席しなかった者
- (4) 本プロポーザルの手続き期間中に参加資格条件を満たさなくなった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない者

1 3. 審査方法及び最優秀提案者の決定方法

奈良県総合医療センターは参加事業者の提案内容を審査するため、当院の職員で構成する奈良県総合医療センターパブリックエリア什器備品導入事業者選定審査会（以下、「選定審査会」という。）を設置する。

選定審査会は、企画提案書の評価項目について、プレゼンテーション等を踏まえて総合的に審査し、最も評価点数の高い参加事業者を最優秀提案者とする。また2番目に高い評価点数の参加事業者を次点交渉権者に特定する。

審査結果については、参加事業者に文書で通知する。なお、プレゼンテーション・デモンストレーション及び選定審査会は、非公開とする。

1 4. 優先交渉権者の決定後の手続き

- (1) 最優秀提案者との間で、本事業実施に関する契約の締結に向け協議を行う。
- (2) 最優秀提案者との間で契約締結に至らなかった場合には、次点交渉権者を繰り上げ、契約に向けた協議を行う。

1 5. 本プロポーザルにあたっての留意事項

- (1) 提供する資料（図面等）は、本プロポーザル以外の用途に使用することはできない。

- (2) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルに関する企画提案書の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、審査結果の公表にあたって当院が必要と認める時には、企画提案書の全部又は一部を当院が使用できるものとする。
- (4) 実施要領に記載する提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (5) 書類提出後の差し替え、変更、再提出及び追加はできない。ただし、記載漏れ等につき、当院が補正を求めた場合を除く。
- (6) 本プロポーザルに関して使用する言語は日本語、通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (7) 参加事業者から提出のあった書類は返却しない。

16. 本プロポーザルに関する当院の担当部署

〒631-0846

奈良県平松1丁目30番1号

奈良県総合医療センター 新センター開設推進部

新センター開設推進課 中尾、箕谷

電話：0742-46-6001 (2701)

電子メールアドレス：sogo-junbi@nara-pho.jp